

玉東町地球温暖化対策実行計画事務事業編

令和3年度 ～ 令和7年度

(2021年度～2025年度)

玉東町

【計画履歴】

1. 第1期計画 平成14年3月策定 4月1日運用開始
2. 第2期計画 平成19年8月策定 9月1日運用開始

目 次

第1章 基本的事項	3
1. 目的	3
2. 対象範囲.....	3
3. 対象とする温室効果ガス	4
4. 計画期間.....	5
第2章 CO₂の排出状況	6
1. 直近（令和2年度（2020年度））のCO ₂ 排出量	6
第3章 CO₂削減目標	8
第4章 目標達成に向けた取組み	10
1. 方針	10
2. 具体的取組み	10
第5章 進行管理	12
1. 推進体制	12
2. 進行管理（PDCA）	13
3. 公表	13

第1章 基本的事項

1. 目的

玉東町地球温暖化対策実行計画事務事業編（以下、「計画」）は、地球温暖化対策の推進に関する法律（以下、「温対法」）第21条第1項に基づき、都道府県及び市町村に策定が義務付けられている温室効果ガス排出量の削減の措置に関する計画（地方公共団体実行計画（事務事業編））として策定します。

玉東町では本計画に基づき、事務事業による温室効果ガス排出量の削減に向けて節電や省エネ等を推進します。

2. 対象範囲

計画の対象範囲は玉東町が行う事務事業のすべてとします。

計画の対象となる施設及び公用車は表1、2のとおりです。

表1 計画の対象施設

部 局	主管課	施設・設備
町長部局	総務課	玉東町役場事務棟 交流サロン 木葉駅前 年の神公園 役場駐車場（外灯）
	企画財政課	観光案内所ぶらっとぎょくとう （指定管理者） ゆめステーションこのは （指定管理者）
	産業振興課	農産加工センター
	保健介護課	保健センター
	教育委員会	木葉小学校 山北小学校 玉東中学校 玉東町学校給食共同調理場 玉東町営グラウンド 玉東町武道館

表2 計画の対象となる公用車

部 局	主管課	公用車
町長部局	総務課	ノア (町長車) 青パト (防犯パトロール車) プリウス (黒) プリウス (銀) デリカ (消防指令車)
	建設課	軽トラ (ホンダ) 軽トラ (スズキ) タント ジムニー プロボックス エブリイ
	産業振興課	アトレー
	保健介護課	マーチ ウィングロード コースター (町内循環バス) リエッセ II (町内循環バス) ソリオ ADバン (母子保健指導車) エッセ (3111) エッセ (3112) ミラ (881) エッセ (4730) ミライース (6089) ムーブ (1941)
	町民福祉課	パッカー車 EKスペース ダンプ (ゴミ収集車) トラック (ゴミ収集車) ムーブ (2223) 軽ダンプ (ごみ戸別収集車)
その他	教育委員会	ソリオ (5039) ムーブ (1943) クリッパー デュトロ (給食配送車)

3. 対象とする温室効果ガス

計画で対象とする温室効果ガスは温対法第2条第3項に規定されるもののうち、事務事業による温室効果ガス排出量の8～9割を占める二酸化炭素(以下、「CO₂」)のみとします。

なお、次期計画においてはメタン、一酸化二窒素を対象に加えることとし、本計画期間内の公用車の走行距離を記録し、取りまとめます。

表3 計画及び次期計画で対象とする温室効果ガス

ガス種類	発生源	地球温暖化係数	計画対象
二酸化炭素 (CO ₂)	化石燃料（ガソリン、灯油、軽油、LPガス等）の燃焼等	1	今計画
メタン (CH ₄)	公用車の走行等	25	次期計画
一酸化二窒素 (N ₂ O)	公用車の走行等	298	次期計画

4. 計画期間

計画期間を令和3年度（2021年度）から令和7年度（2025年度）までの4年間とします。

なお、社会情勢の変化や計画の進捗状況などにより、必要に応じて見直しを行います。

第2章 CO₂の排出状況

1. 直近（令和2年度（2020年度））のCO₂排出量

町の事務事業に電気、公用車（ガソリン）、ガス等による直近（令和2年度（2020年度））のCO₂排出量は表4のとおりです。

表4 直近（令和2年度（2020年度））のCO₂排出量

要因	単位	消費量 (A)	排出量 電力(A×B) 他(A×B×C) (kg-CO ₂)	割合 (%)	排出係数 (B)	単位発熱量 (C)	
電力	kWh	999,413	363,690	89.4	※1 0.365 (kg-CO ₂ /kWh)		
化石燃料	ガソリン	ℓ	6,030	13,999	3.4	※2 0.0671 (kg-CO ₂ /MJ)	34.6 (MJ/l)
	軽油	ℓ	11,004	28,444	6.9	0.0687 (kg-CO ₂ /MJ)	37.7 (MJ/l)
	灯油	ℓ	70	174	0.1	0.0679 (kg-CO ₂ /MJ)	36.7 (MJ/l)
	LPG	kg	76.1	228	0.2	0.0598 (kg-CO ₂ /MJ)	50.8 (MJ/kg)
二酸化炭素排出量合計			406,577	100			

※1 電力の排出係数は令和2年に公表された九州電力の実排出係数を使用

※2 表に示した排出係数(B)は、炭素をCO₂に換算した数値

例：ガソリン排出係数(炭素)0.0183×44/12=0.0671

令和2年度（2020年度）は、新型コロナウイルス感染拡大防止対策により、各公共施設や公用車の利用が制限されていたため、エネルギー使用量が例年より少なかったことが推測されます。

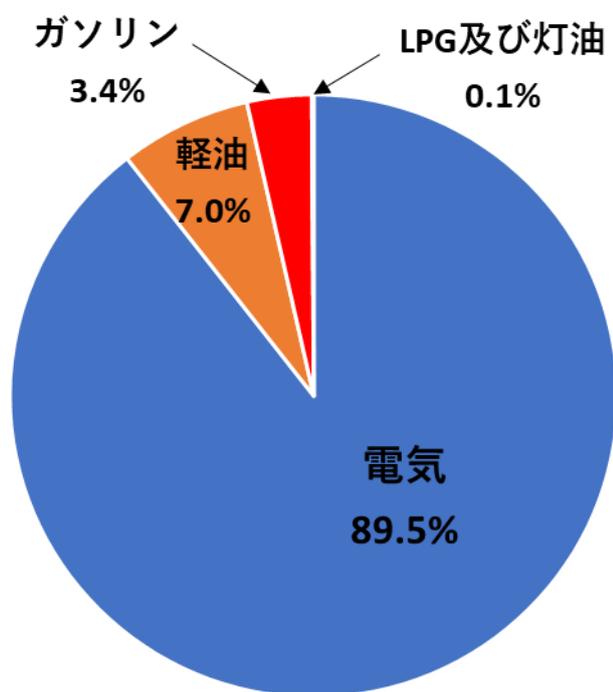
2. CO₂排出量の構成

基準年度のCO₂排出量を排出要因別に見ると、電気使用に伴うものが全体の約90%を占めています。次いで公用車の使用（軽油及びガソリン）が

約 10%を占めています。

したがって、電気使用量の削減に向けた行動や電気設備の更新及び、公用車使用時のエコドライブを推進や低燃費車両の調達等が、CO₂削減に向けて特に有効であると考えられます。

図1 令和2年度（2020年度）のCO₂排出量の構成



第3章 CO₂削減目標

1. 背景

国は、令和2年（2020年）10月に「2050年温室効果ガス排出実質ゼロ」を宣言し、令和3年（2021年）4月に開催された気候サミットでは2030年度の削減目標について、2013年度比で46%削減することを目指し、さらに50%の高みに向け、挑戦を続けることを表明しました。

また、熊本県は、令和元年（2019年）12月に国に先駆けて「2050年までに『県内CO₂排出実質ゼロ』を目指す」ことを宣言し、令和3年（2021年）7月に策定された第六次熊本県環境基本計画では2030年度の温室効果ガス削減目標をΔ50%に引き上げました。

玉東町を含む熊本連携中枢都市圏では、令和3年（2021年）3月に全国初の共同策定の地方公共団体実行計画（区域施策編）となる「熊本連携中枢都市圏地球温暖化対策実行計画」を策定し、2030年度までに2013年度比で40%削減する目標を掲げました。

2. 基準年度及び目標年度

熊本連携中枢都市圏地球温暖化対策実行計画や国及び県の計画を踏まえ、CO₂排出量の評価に当たり基準となる年（基準年度）及び目標となる年（目標年度）は、以下のとおりとします。

なお、令和2年度（2021年度）は例年よりCO₂排出量が少なかったことが推測されます。また、今後、町本庁舎を新設することに伴いエネルギー使用量は大きく変化することが推測されることから、今後のCO₂排出量の推移を踏まえ基準年度を適宜見直すこととします。

【基準年度】 令和2年度（2020年度）

【目標年度】 令和12年度（2030年度）

3. CO₂削減目標

2030年度のCO₂削減目標は基準年度（令和2年度（2020年度））比10%削減とします。

なお、今後、町本庁舎を新設することに伴いエネルギー使用量は大きく変

化することが推測されることから、今後の CO₂ 排出量の推移を踏まえ、当該目標を見直す予定です。

第4章 目標達成に向けた取組み

1. 方針

世界各国が持続可能な社会づくりとして標榜する脱炭素社会は、玉東町においても地域振興策の一環に位置づけられるものです。そこで、事業者や一般家庭の模範となるよう、全職員が同じ認識をもって必要な取組みを推進します。また、毎年度取組結果を把握、評価し、改善策を講じると共に取組状況を公表します。

2. 具体的取組み

【毎日の行動】

照明器具、空調機器、給湯設備、事務機器、車両の適切な使用と管理について、毎日の具体的取組みを以下のように定めます。

5 計画期間中の取組み

項目	具体的取組内容
照明	<ul style="list-style-type: none">・ 事務室、会議室、トイレ等各部屋のこまめな消灯： 全職員・ 町民サービスに支障がない範囲で昼休みの消灯： 担当職員・ 退庁時の完全消灯： 全職員
冷暖房	<ul style="list-style-type: none">・ 空調の適切な使用（室温目安夏 27°C、冬 20°C）： 担当職員・ クールビズやウォームビズの推進： 全職員・ 空調機器フィルターの清掃： 担当職員・ 窓の開閉やブラインド、カーテンの適切な使用： 全職員
事務機器 (全職員)	<ul style="list-style-type: none">・ 外出時 PC の電源 OFF・ 事務機器の省エネモードでの使用
その他 (全職員)	<ul style="list-style-type: none">・ マイボトルの持参・ 給湯器やポット利用の合理化・ 節水行動の推進・ 資源ごみについては分別回収、再資源化

エコドライブ (全職員)	<ul style="list-style-type: none">・急加速、急発進をしない・無用なアイドリングやエアコンの過度な使用をしない・経済速度（等速での走法や車間距離の確保）運転の励行・不要な物は積載しない・適正な空気圧での使用
---------------------	---

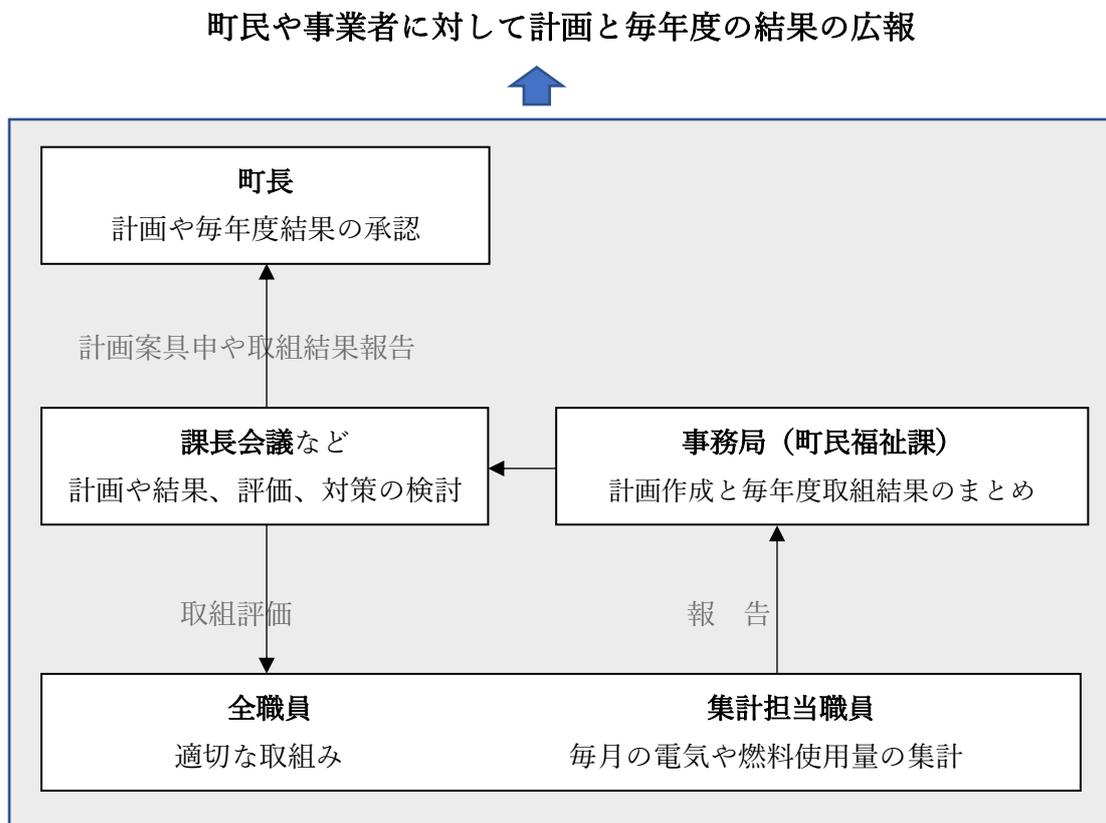
【機器の更新】

設備、備品など調達管理部局により以下のことを行います。

- ① 照明器具の LED 化推進
- ② EV など低燃費自動車への転換
- ③ 給湯機の電化推進
- ④ エネルギー使用量が大きな設備や機器の洗い出しと更新検討
- ⑤ 太陽光発電設備の設置検討

第5章 進行管理

1. 推進体制



町 長：計画と毎年度の取組結果、評価、対策を承認し、公表することを課長会議や事務局に指示する。

課長会議：計画原案及び毎年度の取組結果、評価、対策について検討し、町長に具申する。

事 務 局：計画更新時に計画原案を作成し、課長会議に提出する。

毎年度の取組結果をまとめ、評価し、対策案をまとめる。

全 職 員：業務遂行において、「具体的取組み」を行い習慣化する。

集計担当職員：

電気の集計、自動車燃料の集計のため、報告用帳票を用いて毎月事務局に報告する。

2. 進行管理 (PDCA)

計画の進行管理 (PDCA) のため、毎年度の取組結果をまとめ、評価し、次年度に必要な改善を行います。

また、計画期間最終年度までに計画期間内の取組状況を分析、評価し、次の計画期間の新たな目標や取組内容を検討し、計画を改定します。

項目 \ 月	4	5	6	7	8	9	10	11	12	1	2	3
適切な取組み(全職員)	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○
月使用量集計/報告(担当職員)	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○
年間使用量集計(事務局)	○	○										
取組結果報告案作成(事務局)			○									
取組結果検討/具申(課長会)				○								
結果の承認 (町長)					○							
結果の公表					○	○						
※次期計画案作成(計画年度末)									○	○		

※次期計画案の作成は、計画期間の末年度に実施します。

3. 公表

取組結果は、ホームページや町民向け広報紙等で毎年度公表します。

以上

【説明】

① 地球温暖化対策実行計画（事務事業編）

地球温暖化対策実行計画（事務事業編）は、地方公共団体の事務事業による温室効果ガス排出を削減するため、燃料等の使用量を把握し、削減に向けた取組みを推進する計画であるため、家庭に置き換えると家計簿と同じ役割を果たします。そのため、立派な計画を策定するよりも、職員自身で運用し、毎年度の進行管理を習慣化できる計画を策定することが肝要です。

② 地球温暖化対策実行計画（区域施策編）

地球温暖化対策実行計画（区域施策編）は、自区内の温室効果ガス排出量を削減するためのもので、脱炭素社会の実現に向けて市町村が目指すべき姿を示し、市民や事業者に取り組んでいただくことを示すものです。

最近では省エネ、節電行動の普及啓発に加え、地域での再生可能エネルギー（再エネ）事業の推進、誘致や再エネの導入が柱になってきています。

③ 実行計画事務事業編と区域施策編の関係

市町村が事務事業編で温暖化対策に取り組む、自区内の事業者や家庭に対しては区域施策編で方向性や取り組むべきことを示します。

区域施策に示されたことは、市町村役場も一つの事業所として実施しますので、省エネ、節電行動に加え、再エネ事業の推進や再エネの導入を図ることになります。

④ 車両の走行によるメタン(CH₄)と一酸化二窒素(N₂O)の計算

CH₄：車両年間走行距離（km）× 0.000010（kg- CH₄）× 25（kg- CO₂）

N₂O：車両年間走行距離（km）× 0.000022（kg- N₂O）× 298（kg- CO₂）

※地方公共団体実行計画（事務事業編）策定・実施マニュアル（本編）Ver1.1 P60～62より

⑤ 職員全員の理解と取組みの必要性

地球温暖化対策は、今後数十年後に効果が現れるであろうことを期待するものです。したがって、未来世代に対する責任として実施すると言えます。

そこで、「現代に生きる者としての責任を果たす」こととして理解し、職員全員が取り組まなければなりません。

また、そうしないと十分な結果を得ることは困難です。

⑥ 推進体制

推進体制は全職員の理解と取組みを推進するために全職員が関わり役割を担うことで、計画の継続が困難になる要因はいくつかありますが、しっかりした推進体制を構築することで、人事異動や施設・組織の改新、改変にも対応できるようになります。

⑦ 電力排出係数

計画期間内の排出係数は、基準年度と同じ値を用いることでCO₂排出量を直接比較することができます。

しかし、近年小さくなる傾向にありますので、毎年度変化する係数を使用すると、排出量が年々少なくなることが予想されます。その場合、節電の取組結果については、電気使用量で直接比較することになります。また、必要に応じて両方を併記することもあります。

参考：九州電力実排出係数の変化

2013年度 0.613kg-CO₂/kWh → 2019年度 0.344kg-CO₂/kWh

⑧ 電力排出係数の低下と電力使用量削減の取組みによる相乗効果の期待

電力の排出係数が年々下がっているのは、国がエネルギー構成を見直し、脱炭素化を図っていることが主因と言えますが、これに応え電力会社が脱炭素化を推進しているからです。また、地域新電力などの事業者により再エネ電力が増えていることも一因です。これと並行して電力需要側でも、節電に向けた取組みが求められ、これらの相乗効果により脱炭素化を促進する必要があります。

⑨ 計画更新（小さなPDCAと大きなPDCA）

2050年の脱炭素社会（CO₂排出実質ゼロ）の実現及び計画目標、2021年度から2030年度までの期間の計画更新のイメージを表に示します。

毎年度取組結果を集計し公表しますが、5年度ごとの計画期間満了前にその計画期間の傾向を分析して次期計画案を作成します。

毎年度の結果集計と公表までが毎年度の小さなPDCAで、5年ごとの計画の見直しが大きなPDCAです。（5年間を1クールとした場合）

年度 計画	21	22	23	24	25	26	27	28	29	30
第1期計画	○	○	○	○	○					
第2期計画						○	○	○	○	○
毎年度の結果集計、 評価、公表	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○
次期計画案作成					○					○

⑩ PDCA

Plan（計画）、Do（実行）、Check（評価）、Action（改善）の頭文字を取ったもので、このサイクルを繰り返し行うことで、継続的な業務の改善を促すものです。循環させるため「PDCAサイクル」とも言います。

- 誰が（Who） ： 職員が
- いつ（When） ： 勤務中常に
- どこで（Where） ： 役所で
- 何を（What） ： 節電省エネ対策を
- なぜ（Why） ： 温暖化対策と経費削減のため
- どのように（How） ： 計画に沿って

実施します。

⑪ 結果の要因分析

取組結果を評価する際、CO₂排出量増減の要因を分析しますが、その年度の気温の高低状況や気候変動、設備や車両の更新、平時とは異なる様々な事象や事態、職員の意識や取組状況などについて気を配り実施することが求められます。